

北海道PTA連合会細則

《細則その1》 本会運営に関する規程

（目的）

第1条 この規程は会則第30条に基づいて、本会の運営に関する詳細を定める。

（地区PTA連合会）

第2条 会則第6条でいう各地区PTA連合会は次の25地区とする。

石狩、小樽市、後志、上川北部、旭川市、上川南部、稚内市、宗谷、留萌、函館市、渡島、檜山、南空知、北空知、胆振東部、胆振西部、日高、オホーツク東部、オホーツク中部、オホーツク西部、帯広市、十勝、釧路市、釧路、根室

（代議員の選任）

第3条 本会の代議員は、地区PTA連合会の役員及び事務局長とする。

（ブロック体制）

第4条 本会は全道14振興局を基本に、5ブロックに分ける。

第1ブロック 石狩、後志

第2ブロック 上川、宗谷、留萌

第3ブロック 渡島、檜山

第4ブロック 空知、胆振、日高

第5ブロック オホーツク、十勝、釧路、根室

（地区事務局長会）

第5条 本会並びに各地区の業務計画の立案執行に関する連絡調整及び活動の充実・活性化のために地区事務局長会を置く。

2. 地区事務局長会は、会長、副会長、地区事務局長をもって構成し、年1回以上会長が招集する。

（ブロック連絡会）

第6条 本会及び地区PTA連合会等の活動の充実・活性化を図ることを目的とし、ブロック連絡会を置く。

2. ブロック連絡会は、ブロック選出副会長、理事、地区事務局長、子育て委員、その他必要な役員によって構成し、道P連事業及び委員会活動の報告、ブロック内各地区の交流、ブロック研修等を行う。

3. ブロック事務局は、ブロック内の連絡・調整にあたる。

（正副委員長会）

第7条 委員会活動の充実及び円滑な運営を目的として正副委員長会を置く。

2. 正副委員長会は委員会の正副委員長で構成し、必要に応じて会長が招集する。正副委員長会は委員会間の連絡調整のほか、本会の活動目標・課題等について協議する。

（会議の議長）

第8条 総会、理事会、役員会の議長は、以下の号による。

- (1) 総会、理事会の議長は各回2名とし、5ブロック持ち回りで行うことを原則とする。ただし、議長に当たる者が欠席した場合には、出席者の中から選出する。欠席者は次回会議の議長を行う。

回	1	2	3	4	5
議長	1 ブロ	3 ブロ	5 ブロ	2 ブロ	4 ブロ
	2 ブロ	4 ブロ	1 ブロ	3 ブロ	5 ブロ

- (2) 役員会の議長は、副会長が次の順で行うことを原則とする。ただし、議長に当たる副会長が欠席した場合には、出席者の中から選出する。欠席者は次回会議の議長を行う。

回	1	2	3	4	5	6	7
担 当	1 ブ ロ	2 ブ ロ	3 ブ ロ	4 ブ ロ	5 ブ ロ	小 校 長 会	中 校 長 会

（会議の記録）

第9条 総会・理事会の記録は事務局職員が行う。

（議事録署名人）

第10条 総会・理事会の議事録署名人は各回2名とし、下の順で各地区理事が行うことを原則とする。

ただし、議事録署名人に当たるものが欠席した場合、または議長と重なった場合は、出席者の中から選出する。

欠席者等は次回会議の議事録署名人を行う。

石狩、小樽市、後志、上川北部、旭川市、上川南部、稚内市、宗谷、留萌、函館市、渡島、檜山、南空知、北空知、胆振東部、胆振西部、日高、オホーツク東部、オホーツク中部、オホーツク西部、帯広市、十勝、釧路市、釧路、根室

附則 この規程は平成13年12月8日より施行する。

平成14年6月16日 一部改正

平成20年6月14日 一部改正

平成27年6月13日 一部改正

平成28年12月3日 一部改正

令和6年12月7日 一部改正

《細則その2》役員・監査・理事・代議員の選出に関する規程

（目的）

第1条 この規程は会則第30条に基づいて、本会の役員・監査・理事・代議員の選出に関しての詳細を定める。

(役員・監査・理事・代議員の資格)

第2条 本会の役員・監査・理事・代議員は原則として、公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者及び教師であるものとするが、公立小中学校の在籍に関わらず1年間に限りその任を継続することができる。

(会長の資格)

第3条 本会の会長は、原則として道P連加盟の単位PTAの役員又は役員経験者の中から、地区PTA連合会の推薦を受けた者とするが、単位PTAの在籍に関わらず1年間に限りその任を継続することができる。

(副会長の選任とその数)

第4条 副会長の選出は次の各号によるものとする。

- (1) 各ブロックより、原則として各地区連合会役員及び会長経験者の中から1名、計5名を各ブロック内での互選によって決める。
- (2) 必要に応じ、道P連加盟の単位PTAの役員又は役員経験者の中から、道P連会長が指名した者(3名以内)。
- (3) 北海道小学校長会より1名。
- (4) 北海道中学校長会より1名。

(教師代表委員及び子育て委員の選任とその数)

第5条 委員会における教師代表委員及び子育て委員は、次の各号により選出する。

- (1) 教師代表委員は定数を2名以内とし、全道の教師の中より選出する。
- (2) 子育て委員は各地区1名を選出する。

(理事の補充)

第6条 理事が役員に選任されても、補充は行わないものとする。

(監査の選任及びその構成)

第7条 監査は、次の構成とし、保護者2名、教師1名の計3名とする。

(監査選任 基本割当表)

	1プロ	2プロ	3プロ	4プロ	5プロ
割当1	P	P	T		
割当2	T			P	P
割当3		P	P	T	
割当4	P	T			P
割当5			P	P	T

※令和7年度割当2、令和8年度3、以降順次

(役員推薦委員会)

第8条 本会の役員は役員推薦委員会において協議し、総会に提案する。

附則 この規程は昭和 58 年2月 26 日から施行する。

平成元年 12 月 8 日一部改正

平成 3 年 2 月 15 日一部改正

平成 4 年 12 月 15 日一部改正

平成 5 年 12 月 3 日一部改正

平成 7 年 6 月 17 日一部改正

平成 10 年 6 月 13 日一部改正

平成 13 年 12 月 8 日一部改正

平成 14 年 6 月 16 日一部改正
平成 20 年 6 月 14 日一部改正
平成 21 年 6 月 13 日一部改正
平成 24 年 6 月 16 日一部改正
平成 26 年 6 月 14 日一部改正
令和 4 年 6 月 11 日一部改正
令和 5 年 6 月 10 日一部改正
令和 6 年 6 月 8 日一部改正
令和 6 年 12 月 7 日一部改正
令和 7 年 12 月 6 日一部改正

《細則その3》表 彰 規 程

（目的）

第1条 この規程は会則第 30 条にもとづいて、表彰に関する詳細を定める。

2 この規程は、本会の運営並びに優れたPTA活動を推進し、社会教育の発展に貢献したことに対する表彰を行う。

（表彰対象）

第 2 条 表彰の対象は次の通りとする。

- （1）団体表彰～単位PTAとしてその運営に優れ、成人教育等に多大の業績を挙げるとともに、学校教育、地域社会教育に協力貢献し、全道PTAの範となるもの 10 団体以内を表彰する。
- （2）個人表彰～PTAの運営推進、会員の研修活動、教育諸問題等の解決に献身的活動を続け、その功績顕著にして、次の項に該当する者 20 名以内 を表彰する。
- （3）本会の役員、監査並びに地区PTA連合会の役員にある者で、原則として当該年度を以って役職を辞する者とする。
なお、上記以外に全道研究大会の関係者の中から2名以内を表彰することができる。
- （4）上記のほか、特に表彰選考委員会において必要と認めた者。

（表彰選考）

第3条 本会に表彰選考委員会を設け、別に定める推薦書及び参考資料等により選考の上決定する。

表彰選考委員会は本会の会長、副会長、事務局長を以って構成する。但し、委員中に当該年度に表彰推薦のあった者は除くこととする。

（手続）

第4条 表彰の手続きは次の通りとする。

- （1）本会並びに地区PTA連合会は、所属内に第2条に該当する者があるときは選考の上、推薦責任者となり団体1単位PTA、個人は1名の範囲を原則とし、毎年3月末までに所定の推薦書を本会に提出する。複数の推薦の場合は、順位を付して提出する。
- （2）表彰推薦に当たっては、団体・個人ともに、実践活動等の参考資料を必ず添付するものとする。

（贈呈）

第5条 表彰の贈呈は、総会の席上において会長が行う。

附則 この規程は昭和 38 年5月7日から施行する。

昭和 43 年 2 月 25 日 一部改正

昭和 45 年 7 月 2 日 一部改正

昭和 48 年 3 月 6 日 一部改正

昭和 58 年 2 月 26 日 一部改正

平成元年 2 月 8 日 一部改正

平成 3 年 2 月 15 日 一部改正

平成 5 年 12 月 3 日 一部改正

平成 7 年 6 月 17 日 一部改正

平成 10 年 6 月 13 日 一部改正

平成 15 年 6 月 14 日 一部改正

平成 18 年 12 月 2 日 一部改正

令和 4 年 6 月 11 日 一部改正

《細則その4》旅 費 規 程

（目的）

第1条 この規程は会則第 30 条にもとづいて、本会の旅費に関する詳細を定める。

（旅費支給対象者）

第2条 この規程にもとづく旅費支給の対象者は次の通りである。

- （1） 本会の役員・理事・事務局職員
- （2） 上記以外の者で、特に本会の用務のために出張したとき。

（旅費支給の費目と金額）

第 3 条 旅費支給の費目と金額は、別表の通りとする

（前泊）

第4条 当日の午前7時以前に居住地を出発する場合は、前泊の宿泊費を支給する。

（事務局員の旅費）

第5条 事務局に勤務する者の旅費については、次の通りとする。

（別表）

- （1） 札幌市内の外勤で、勤務時間内に用務が終わる場合は交通費を支給する。
- （2） 上記の外勤で勤務時間外に用務が及ぶとき、また勤務を要しない日にあつては、第 3 条の「道内の場合の旅費」を支給する。

（航空運賃）

第 6 条 特に会長が認めた場合、また用務遂行上必要な場合は航空運賃を支給することができる。

会議 適用	道 内	道 外
	A 本会の諸会議に出席 B 役職員の連絡、出張等 C 関係団体の会議等出席	D 日P会議に出席 E その他
1 電車賃	自由席 実費	自由席 実費
2 バス賃	実費	実費
3 特急料	50Km 以上 特急料実費	急行料 特急料 新幹線料実費
4 宿泊費	1泊 10,000 円	1泊 12,000 円
5 車中泊		B寝台料金相当額
備 考	① 旅費の支給については、JRやバス等公共交通機関の始発から終着までの料金とする。 ② 招集団体から旅費の支給があった場合は差額(不足分)を支給する。	

附則 この規程は昭和 46 年 7 月 1 日から施行する。

昭和 49 年 12 月 9 日 一部改正
 昭和 50 年 6 月 9 日 一部改正
 昭和 58 年 2 月 26 日 一部改正
 平成 元年 12 月 8 日 一部改正
 平成 3 年 2 月 15 日 一部改正
 平成 7 年 6 月 17 日 一部改正
 平成 10 年 6 月 13 日 一部改正
 平成 13 年 6 月 15 日 一部改正
 平成 20 年 6 月 14 日 一部改正
 令和 2 年 6 月 13 日 一部改正

《細則その5》 北海道PTA連合会災害見舞い金規定

(目的)

第1条 この規定は会則第 30 条に基づいて、本会の災害見舞いに関する詳細を定める。

(適用対象者)

第2条 本制度の適用対象者は以下の通りとする。

- (1) 北海道PTA連合会加盟PTAの児童生徒
- (2) 全国規模による災害募金活動が実施された場合及び特別な場合は役員会で協議する。

(報告)

第3条 役員会で協議・決定した内容は、直近の理事会に報告する。

(運営基金)

第4条 北海道PTA安全互助会運営資金より、500 万円を拠出し基金とする。

また、支出により基金が減少した場合は、北海道PTA安全互助会運営費会計等より計画的に補充する。

(適用条項)

第5条 本規定を適用する場合は以下のとおりとする。

- (1) 児童・生徒が突発的自然災害によって、死亡した場合。
- (2) 児童・生徒が突発的自然災害によって、重傷した場合。
- (3) 突発的自然災害事故に準ずるような場合や教材等の損失、長期にわたる避難生活を送る児童 生徒等への適用については役員会で協議する。

(見舞金額)

第6条 見舞金額は以下のとおりとする。

- (1) 児童・生徒が事故によって死亡した場合 10 万円
- (2) 児童・生徒が事故によって重傷で 30 日以上入院した場合。 3万円
- (3) 1、2項以外の見舞金額は役員会で協議し、決定する。

(適用除外事項)

第7条 本規定の適用除外事項は以下のとおりとする。

- (1) 交通事故等による死傷事故。
- (2) 本人の過失及び故意による事故。

附則 この規定は平成9年6月 15 日から施行する。

平成 23 年6月 18 日 一部改正

《細則その6》 運営準備金

(目的)

第1条 この規定は会則第 30 条に基づいて、本会の運営準備金に関しての細則を定める。

(運営準備金)

第2条 北海道PTA連合会繰越金の一部を積み立てたものを運営準備金とする。

(適用条件)

第3条 本規定を適用する場合は下のとおりとする。

- (1) 全国大会運営に伴い補助金が必要な場合
- (2) 児童生徒数の減少に伴い会費収入が減少し事業・運営が困難な場合
- (3) 年間計画外の事業が生じた場合

(手続)

第4条 本規定を適用する場合の手続は下のとおりとする。

- (1) 役員会、もしくは理事会の承認を得て適用することができる。
- (2) 運営準備金の活用使途について総会で報告する。

附則 この規程は令和5年6月10日から施行する。